

内閣府
選考採用（一般職（自動車整備士））
募集案内

1. 採用予定官職

内閣府技官（大臣官房会計課自動車係（係員級））

2. 職務内容

内閣府大臣官房会計課において、自動車整備に従事する職員として採用します。採用後は、主に以下の業務を担当していただく予定です。

- （1）法定 12 カ月点検・法定 24 カ月点検
- （2）点検整備・分解整備
- （3）オイル交換・タイヤ交換
- （4）運転業務（車検持ち込み、ディーラーへの持ち込み等）
- （5）書類作成・管理

3. 求める人材

- （1）公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- （2）課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び技術力を有する者
- （3）適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことができる能力を有する者
- （4）職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- （5）職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

4. 採用予定数

1名

5. 採用予定日

令和7年4月1日（予定）

6. 応募資格

高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、二級ガソリン自動車整備士（採用までに合格が見込まれる者を含む。）又は三級自動車ガソリン・エンジン整備士の資格があり、資格取得後実務経験（二級ガソリン自動車整備士の受験資格として認められるものに限る。）を3年以上有し、実務経験証明書の取得が可能な者。

※低圧電気取扱作業特別教育の講習会の受講経験を有する者は、なお可。

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- （1）日本国籍を有しない者
- （2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

7. 採用形態、身分・服務

常勤の国家公務員として国家公務員法等が適用されます。

8. 給与・手当

- (1) 給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。
- (2) 手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等があります。

9. 勤務条件等

- (1) 勤務地 内閣府大臣官房会計課（東京都千代田区永田町1-6-1）
- (2) 勤務時間
原則として午前8時30分から午後5時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。必要に応じて超過勤務あり。）
- (3) 休暇
年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）。そのほかに特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇制度があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

10. 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販のもので可、写真添付）

※低圧電気取扱作業特別教育の講習会の受講経験がある場合は、履歴書に受講年月日を記載してください。

イ 職務経歴書（過去どのような業務をしていたのかわかるもの）

ウ 小論文（A4横書き800字程度。テーマ

『電気自動車や自動運転技術など、最新の自動車技術が自動車整備士の仕事に与える影響について考察し、技術の進歩に対して公用車の安全性を担う公務員としての自動車整備士に求められる役割と能力について。』

エ 二級ガソリン自動車整備士（採用までに合格が見込まれる者は、受験に申し込んでいる

ことがわかるもの。)又は、三級自動車ガソリン・エンジン整備士合格証書の写し
オ 運転免許証の写し
カ 運転記録証明書(過去5年間を証明したもの)

(2) 提出方法

郵送(封筒の表面に、赤色で「選考採用(自動車整備士)募集書類在中」と記載のこと)

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府大臣官房会計課庶務係 山尾

(4) 提出締切り

令和6年10月4日(金)必着

1.1. 選考方法

(1) 第1次選考

履歴書、職務経歴書により経歴評定、小論文により必要な能力等を有しているか判断

(2) 第2次選考

実技試験(日常点検整備)及び人物試験(面接)

令和6年10月中下旬予定

内閣府大臣官房会計課(東京都千代田区永田町1-6-1)にて実施予定

※第1次選考後、実技試験及び人物試験(第2次選考)を行う方に対してのみ、令和6年10月11日(金)までに第2次選考の日時・場所等の詳細をご連絡させていただきます。

(3) 最終合格発表

令和6年11月1日(金)(予定)

※第2次選考を受けられた方全員に、合否を通知します。

1.2. 連絡先

内閣府大臣官房会計課庶務係 山尾

電話: 03-3581-2740

1.3. その他

(1) 応募の秘密については厳守いたします。なお、応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります(休職は不可)。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) 応募時に二級ガソリン自動車整備士の合格見込みとした者は、合格発表後、合格証書の写しを提出していただきます。

(5) 三級自動車ガソリン・エンジン整備士の者は、採用後、二級ガソリン自動車整備士試験の受験に当たり、在籍した会社等から実務経歴証明書を取得していただきます。

(6) マイナンバーカードを身分証として使用するため、採用時には、同カードが必要となります。応募時にカードは必要ありませんが、未取得の場合には、あらかじめ取得手続きをお願いします。